

## 高度人材ポイント制

「高度人材ポイント制」とは、高度外国人材の受入れを促進するため、高度外国人材に対しポイント制を活用した出入国管理上の優遇措置を講ずる制度です。高度外国人材の活動内容を、「高度学術研究活動」「高度専門・技術活動」「高度経営・管理活動」の3つに分類し、それぞれの特性に応じて、「学歴」「職歴」「年収」などの項目ごとにポイントを設け、ポイントの合計が一定点数（70点）に達した場合に、出入国管理上の優遇措置を与えることにより、高度外国人材の我が国への受入れ促進を図ることを目的としています。

### 高度外国人材が行う3つの活動類型

#### ●高度学術研究活動「高度専門職 1 号(イ)」

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導又は教育をする活動

#### ●高度専門・技術活動「高度専門職 1 号(ロ)」

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動

#### ●高度経営・管理活動「高度専門職 1 号(ハ)」

本邦の公私の機関において事業の経営を行い又は管理に従事する活動

### <出入国管理上の優遇措置の内容>

#### 「高度専門職 1 号」の場合

1. 複合的な在留活動の許容→通常、外国人の方は、許可された1つの在留資格で認められている活動しかできませんが、高度外国人材は、例えば大学での研究活動と併せて関連する事業を経営する活動を行うなど複数の在留資格にまたがるような活動を行うことができます。
2. 在留期間「5年」の付与
3. 在留歴に係る永住許可要件の緩和
4. 配偶者の就労
5. 一定の条件の下での親の帯同→現行制度では、就労を目的とする在留資格で在留する外国人の親の受入れは認められませんが、①高度外国人材又はその配偶者の7歳未満の子（養子を含みます。）を養育する場合②高度外国人材の妊娠中の配偶者又は妊娠中の高度外国人材本人の介助等を行う場合 については、高度外国人材の世帯年収が800万円以上であること等一定の要件の下で、高度外国人材又はその配偶者の親（養親を含みます。）の入国・在留が認められます。
6. 一定の条件の下での家事使用人の帯同
7. 入国・在留手続の優先処理

#### 「高度専門職 2 号」の場合

1. 「高度専門職 1 号」の活動と併せてほぼ全ての就労資格の活動を行うことができる
2. 在留期間が無期限となる
3. 上記 3 から 6 までの優遇措置が受けられる

※「高度専門職 2 号」は「高度専門職 1 号」で 3 年以上活動を行っていた方が対象になります。

### 外国人雇用サポートセンター

〒184-0004 東京都小金井市本町 1-8-14 サンリーブ小金井 305 (キリン社会保険労務士事務所内)  
TEL 042-316-6420 FAX 042-316-6430 ホームページ <http://foreigner-em.com/>